



## 4. 必要な手続きについて

### (1) 提出書類について

高等学校等就学支援金（新制度）の受給が満了する翌月に、以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください（提出が遅れた場合は、申請書を受理した日が属する月の分から支給されます）。

- ① 高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書
- ② 保護者全員の所得額等が確認できる書類（課税証明書、所定様式 等）

※申請月が4月～6月の場合は、令和4年の所得に基づく令和5年課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。

※申請月が7月以降の場合は、令和5年の所得に基づく令和6年課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。

### (2) 収入状況の届出について

認定を受けた方、受けている方は、毎年度、指定された期日（7月頃）までに、以下の書類をご所属の高専窓口へ提出してください。正当な理由がなく提出しない場合は、学び直し支援金が一時差し止めとなり、原則、翌年度の収入状況届出書等を提出するまでの1年間支払われません。

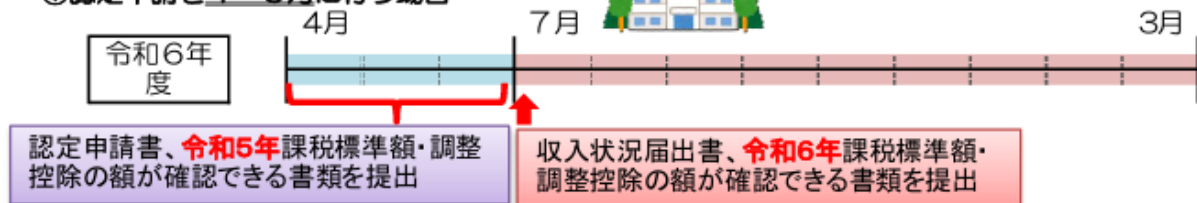
- ① 収入状況届出書（受給継続希望者）
- ② 保護者全員の令和5年の所得に基づく令和6年課税所得額（課税標準額）及び調整控除の額が確認できる書類（所定様式 等）

※前年の所得に基づく当年の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除の額が確認できる書類を添付する。なお、所得制限になると見込まれる者は、①と②を提出する代わりに、以下の書類を提出することで、受給権放棄の手続きを行うことも可能です。

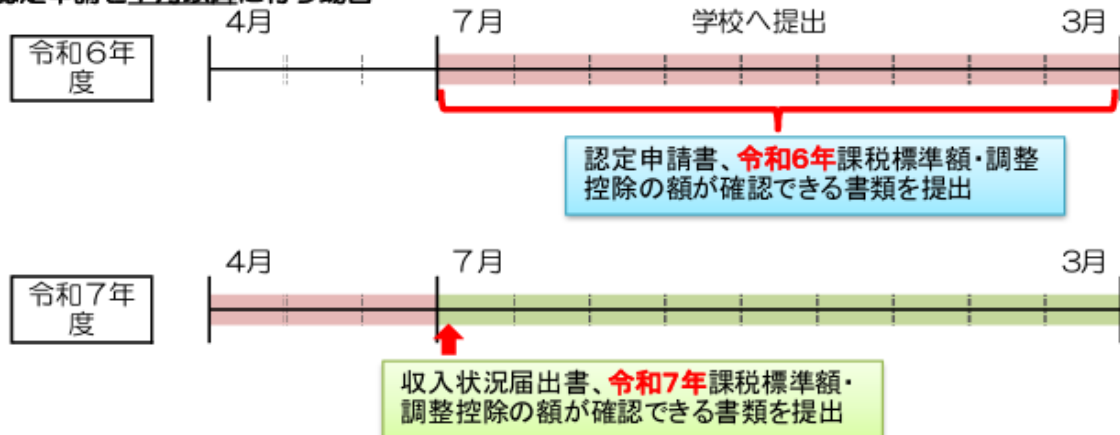
- ③ 受給権放棄の申立書（所得制限になると見込まれる者）

### 学び直し支援金に関する届出書類及び添付書類（課税証明書等）の提出時期

#### ① 認定申請を4～6月に行う場合



#### ② 認定申請を7月以降に行う場合



## 5. 留意事項

学び直し支援金受給中に、以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要となるので、急ぎ各国立高等専門学校の担当窓口にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・婚姻またはその解消等による保護者（所得確認対象者）の変更があった場合
- ・令和6年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定による所得の変更があった場合（それ以前の所得割額の変更も対象）